

平成28年 第10回 定例教育委員会 会議録

招集日時		平成２８年１０月２０日　午後６時３０分							
開会日時		平成２８年１０月２０日　午後６時３０分							
閉会日時		平成２８年１０月２０日　午後７時０１分							
開催場所		ふじみ野市役所本庁増築棟３階　災害対策室							
教　育　長		朝　倉　孝							
委員出席席状況	席番	氏　名	出席別	説明のため出席した者					
	１	富田信太郎	出	教育部長　中野則之	出	社会教育課長　佐藤龍司	出		
	２	塩野　好一	出	学校教育管理監　朝倉美由紀	出	大井図書館長　宮井さゆり	出		
	３	山城いづみ	出	教育総務課長　皆川恒晴	出	大井中央公民館長　三上隆夫	出		
	４	伊藤　英夫	出	学校教育課長　榎本　崇	出	上福岡歴史民俗資料館長　原口雅樹	出		
				学校給食課長　岡田　彰	出	学校給食課主幹　原田準一	出		
書　記		教育総務課主事補　宮原健太郎		傍聴人数		０人			
会　議　概　要									
議　事　等									
報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正することについて）」（承認）									
報告事項「学校施設を利用した文化財展示室の設置について（答申）」（承認）									
（１８時３０分）		○開会の宣告							
教育長		ただ今から、平成２８年第１０回定例教育委員会会議を開催いたします。							
		○会議録の承認							
教育長		まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。							
		事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。							
富田教育長職務代理者		今回は第８回と第９回の会議録を確認するところです。この中身については細部にわたって良くまとめられていると思いますが、前回の定例会の中で承認に至らなかったことについて、事務局の皆さんには恐縮ですが、							

	会議録は市のホームページでも公開されるものであり、私達委員がしっかりチェックしてから載せてもらうという手順を踏むためにも、今後このようなことがないようにお願いします。
教育長	今後はこのようなことがないようにします。よろしくお願いします。
	その他、確認事項はございますか。
各委員	(確認事項なし)
教育長	よろしいでしょうか。
	では、特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。 後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。
	○教育長からの報告
教育長	次に、報告をさせていただきます。
	1 教育委員会事業の進捗について
	前回定例会議から本日まで、各学校・各館とも事業が順調に進んでいます。
	特に社会教育については、10月から11月にかけて市民文化祭や図書館祭り等が行われまして、それらも順調に始まっています。
	2 3か年実施計画について
	先週、教育委員会の3か年実施計画を市当局に説明し、ここで査定が行われました。今後の3年間の予算のフレーム等については、改めて委員会に御報告します。
	3 大井中学校音楽部全国大会出場について
	大井中学校音楽部が今月30日に高松市で開催される全国大会に出場します。
	昨日は何人かの教育委員さんにも練習風景を御覧いただきましてありがとうございます。
	更なる活躍を期待したいと思います。
	以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますで

各委員 教育長	しょうか。 (確認事項なし) よろしいでしょうか。
教育長	○本日の議事 それでは議事に入ります。 本会議に提案させていただく議事の件数を御報告いたします。 本日は報告事項が2件です。
教育長 教育総務課長	○報告事項（専決処理に関する報告：ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付 条例施行規則の一部を改正する規則） では、はじめに、専決処理しましたふじみ野市入学準備金・奨学金貸付 条例施行規則の一部改正について、教育総務課長より報告をお願いします。 専決処理いたしました「ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規 則の一部を改正する規則」について御報告いたします。 左上に「報告事項」と書いてあるページから4ページめくっていただき、 新旧対照表を御覧ください。 表の右側が改正前、左側が改正後です。 改正内容は、条文中の「借用書」という文言を「入学準備金借用書」と 「奨学金借用書」に分け、様式も同様に「入学準備金借用書」と「奨学金 借用書」に分けるというものです。 借用書を分ける理由ですが、今までは、入学準備金も奨学金も借用書に は借入金額に応じた収入印紙を貼付しなければなりませんでした。一定 の要件を満たす奨学金の借用書は印紙税が非課税となりました。 本市の奨学金はこの一定要件を満たすため、奨学金の借用書のみ印紙貼 付欄に「租税特別措置法第91条の2第2項により印紙税非課税」と記載 し、印紙を貼る必要がないことを示したためでございます。 これは法改正に伴う規則改正であり、教育委員会における議論の余地が ないものと判断して専決処理し、本日御報告するものでございます。 改正内容は以上のとおりですが、では、このように印紙税が非課税とな った経緯や、非課税となる要件、また本市における非課税の恩恵等につい

て調べてまとめましたので御報告いたします。

ただいま御覧いただいている新旧対照表の最初のページから２ページめくっていただきまして、右上に「参考資料」と書いてあるページをお開きください。

１番を御覧ください。法改正についてですが、今年の３月３１日に所得税法等の一部を改正する法律が公布され、４月１日から施行されました。

この法律は、参考資料に記載のとおり、第１条が所得税法の一部改正で、以下、一部改正法の一部改正も含め１８本の法律の一部改正を１本の法律にまとめたものでございます。

この中で、点線で囲んであります第１０条の租税特別措置法の一部改正により、高等学校、大学等の一定の生徒又は学生に対して無利息その他一定の条件で行われる学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に作成されるものには、印紙税を課さないこととなりました。

印紙税法の改正ではなく、租税特別措置法の改正でこのような措置を講じました。

では、印紙税が非課税となる一定要件とは何かといいますと、次のページを御覧ください。

２番の(１)から(５)までの５項目が非課税要件です。この中で(４)の「特定の法人等の従業者やその親族のみを対象とする貸付」とは何かといいますと、例えば、ある企業が福利厚生の一環として社内に奨学金制度をつくり、自社の社員やその子供を対象に貸し付けるようなものを指します。

本市の奨学金は、(１)から(５)までの要件をすべて満たしますので、印紙税が非課税となります。

なお、本市には奨学金のほかに入学準備金の貸付制度もありますが、入学準備金については、保護者に貸し付けるものであり、(１)の「学生・生徒を対象にした貸付」ではないため、印紙税は非課税となりません。

次に３番を御覧ください。

印紙税非課税の本市における恩恵についてでございます。

平成２８年４月１日から今後平成３１年３月３１日までに借用書を作成する人が非課税の対象となりますが、人数は３０人、非課税額は５万２千

	円となる見込みでございます。 これは、今後、平成３１年３月３１日までに奨学生の人数に変更がないものと仮定して算出した目安の人数と非課税額であると御理解ください。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。 ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
教育長	
富田教育長職務代理者	改正内容については了解しました。 資料の内容について伺いますが、本市の奨学生は３０人ということでしょうか。
教育総務課長	今後、平成３１年３月３１日までに奨学金の貸付が終わる人の数です。 借用書を作成する時期は、最後の貸付をした時点です。つまり、この間に高校や大学等を卒業する人の見込み数ということになります。
富田教育長職務代理者	見込みということは、この人数は今後変わることがあるのですか。
教育総務課長	はい。今、奨学金を借りている人が何らかの事情により奨学金が不要になり、借りることをやめることがあるかもしれません。 また、今は借りていない人が今後借りて、その人が平成３１年３月３１日までに卒業するというケースがあるかもしれません。 そのような増減が若干あるかもしれませんが、あくまでも目安として御理解ください。
富田教育長職務代理者	はい、わかりました。ありがとうございます。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	(質疑なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。 教育総務課長、今の件ですが、奨学金と入学準備金について委員さんに再度説明してください。 また、入学準備金について、本市の制度と他市の制度との比較をお願いします。
教育総務課長	はい。まず、奨学金と入学準備金の説明ですが、奨学金は高校生には月額１万５千円、大学生には月額３万円を本人に貸し付けています。

	今回、印紙税非課税の対象となりませんでした入学準備金は、公立高校に入学する場合は20万円、私立高校は30万円、公立大学は40万円、私立大学は50万円を、先ほど申し上げたとおり保護者に貸し付け、翌月から返済していただくものでございます。 次に、入学準備金制度について、本市と他市との比較です。 本市の入学準備金は、貸付を受けようとする日の1か月前までに申請していただき、貸付資格の審査をします。 概ね、入学試験前には貸付が決定し、金銭的な心配をすることなく安心して受験できるようになっています。 そして、合格した場合、合格通知書の写しを教育委員会に提出していただければ、早ければ1～2週間で貸し付けることができます。 他市や日本学生支援機構の入学準備金は、「準備金」とはいうものの、入学後に貸し付けるものが多いので、本市の入学準備金制度は、貸付時期の早さで判断する限り、他市や日本学生支援機構の制度よりも利便性に優れるものであるといえます。
教育長	他市では、市独自の奨学金や入学準備金制度がなく、日本政策金融公庫等の貸付を受けた人への利子補給だけというところもあります。
教育総務課長	それと、奨学金の収入未済額はいくらでしょうか。 現時点で600万円以上です。
教育長	収入未済への対応はどのように考えていますか。
教育総務課長	現状は、電話をかけたり、臨宅徴収を行うことにより対応しています。 先日の新聞によりますと、朝霞市が給食費未納世帯について簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。 奨学金や給食費等は税ではないので強制徴収権がありませんが、この支払い督促により強制執行の申し立てが可能になるようです。 本市がこのような対応をするかどうかは別途判断を要しますが、支払い督促を申し立てるにはどのような手続きをとるのか、また支払い督促にはどのようなメリットというか法的な効力があるのか等について調べておき、ゴーサインが出たらすぐに着手できるようにしたいと思います。
教育長	公平性の担保という観点から、これについては研究していくということを委員の皆様にお伝えしておきます。

教育長 社会教育課長	○報告事項（学校施設を利用した文化財展示室の設置について（答申）） 次に、学校施設を利用した文化財展示室の設置に係る答申について、社会教育課長より報告をお願いします。 社会教育課、佐藤です。よろしくお願いいたします。 報告事項２「学校施設を利用した文化財展示室の設置について」（答申）につきまして報告をいたします。 平成２８年５月１０日付けで、学校施設を利用した文化財展示室の設置について教育委員会からふじみ野市社会教育委員会に意見を求めました。 内容につきましては、答申書３０ページの資料１にございますが、「学校施設を利用して文化財の展示室を設置し、民具や考古遺物を利用して児童生徒の学習に役立てると同時に、地域へも開放し、地域住民の協力のもと郷土学習の場としていく。 以上の趣旨について、地域住民が郷土の文化や地域の歴史を学び伝える場として展示室を活用していくための手法や組織について意見を求める。」という諮問内容です。 これを受けまして社会教育委員会では、答申書３１ページの資料２にありますように答申のための調査研究部会を発足させ、３２ページの資料３にあります検討経過を経て答申に至っております。 小学校の資料室・市の収蔵庫の現状把握、先生への聞き取り、先進地視察として横浜市鉄（くろがね）小学校などを視察してきており、答申案を９月２９日の第３回社会教育委員会に諮り、承認を経て１０月１７日に教育長へ答申の手交式を行いました。 答申内容ですが、２７ページの「６ 答申」を御覧ください。 社会教育委員会では、諮問の後段部分「地域住民が郷土の文化や地域の歴史を学び伝える場として展示室を活用していくための手法や組織について意見を求める。」について、答申をいただきました。 (１)は、展示室を活用していくためには、管理運営組織体の確立、そのための人材確保、予算措置が最低限必要であり、学校文化財展示室の企画、管理に携わる人の確保、育成が重要であり喫緊の課題である。 (２)は、学校文化財展示室の設置に合わせて、文化財活用推進委員の育成、
--------------------------	---

教育長	メンバーの育成には地域協働を広義に、範囲を広域に捉える。ボランティア、市民団体、意欲的な市民公募、教職員等、幅広い人達と連携し支援体制を作るべきとあります。 (3)は、学校文化財展示室は、計画的に順次取り組む、学校の文化財の授業へ活用できるよう運用上の工夫を講じる。 (4)地域住民への開放については、特にセキュリティの面に配慮し、予約制や学校のイベントに合わせて開放する。 (5)これらの取り組みにおいて、社会教育課が全体のコーディネーターとして中心的な役割を果たすことが重要とあります。 29ページの「おわりに」で、この答申は、学校施設を活用した文化財の展示事業のスタートラインに過ぎず、今後も答申内容の再点検、検証を社会教育委員会議で行っていくと結ばれています。 この答申を受け、社会教育課では文化財保護審議会の答申とあわせ、「学校施設を利用した文化財展示室の設置」に向けて予算確保・準備を学校の理解を得ながら進めてまいります。 また、地域協働学校事業の推進との情報を共有し、順次進めていきたいと考えております。 以上、報告いたします。 私からも付け加えさせていただきます。 今までも一部の学校には郷土資料室を設置していましたが、ほとんどが物置に近い状態でした。 これから、いわゆるコミュニティ・スクールとして、学校が地域の核になっていくことと関連して、郷土資料室をどう活用していくべきか。 郷土資料という文化財を資料室の中で埃を被らせておいては、文化財への認識が薄れていくであろうと思います。 地域コミュニティの中には、「地域の歴史を大切にしたい」と考える方がたくさんいらっしゃるので、そういった方々の思いを活かしながら、活躍していただける場として郷土資料室を考えていきたいと思います。 そして、それを子供達との交流や地域の方々同士の交流が生まれる契機の一つにしたいと思います。 これからコミュニティ・スクールを推進していく中で、いろいろな技能
------------	---

	や知識を持った方がおいでになると思います。 図書館を例にとれば、読み聞かせが得意で是非やりたいという方がいらっしやいます。 同様に、郷土史に非常に興味をお持ちの方もおり、そのような方々の活躍の場として郷土資料室を設けていきたいです。 それにより、活動を推進していくことにもなりますし、そこがいろいろな方々が集う場になりますから、交流の場としても位置付けたいと考えて、社会教育委員会に諮問しました。 また、もう一つとして、今まで社会教育委員会が諮問を受け、それについて答申するという活動をあまり行ってきませんでした。 社会教育委員の皆さんも「自分達の役割は一体何なのだ」という思いを強く持っていたので、今回このような形で明確に諮問内容をお示したところ、わざわざ横浜市まで視察に行ってくださいました。視察先も御自分達で見つけてくださいました。 今回の諮問は、社会教育委員会活性化という点からも意義があったと思います。 説明が長くなりましたが、委員の皆様から御質問または御意見がございましたらお願いします。
伊藤委員	まだそこまで行っていないかもしれませんが、具体的な展示内容は決めているのでしょうか。市の中にも地域性があるでしょうから、その学校に縁の深い物が展示されるのでしょうか。
社会教育課長	今年度は、さぎの森小学校から進めていきます。 同校の地域には、さぎの森遺跡があり、そこから発掘された物が既に学校に展示されていますので、それらに加えて近所の方々から寄贈していただきました民具等も展示します。 授業にも活用できることや、子供達にとって危ない動線としないことにも考慮しながら設置したいと考えています。
教育長	他の学校については、各校の状況を調査して、地域性のある物は残して、そのような物がない場合は企画に合わせて資料館から搬入する等します。 教育課程に即して、テーマ別の展示も行います。例えば、さぎの森小学校でしたら、さぎの森遺跡に関係する物だけでなく、その他の物も含めテ

伊藤委員 教育長 富田教育長職務代理者 教育長 塩野委員 社会教育課長 塩野委員	一まごとに展示できるように、そして学習の参考になるようにしていこうと考えています。 そうですね。「そこだけ」ということだと、偏りが生じますね。 そういった意味でも、いろいろな形で郷土資料室を活用できるようにしたいです。 しかしながら、これは余裕のある学校にしか設置できないので、そこが限界であると思います。 今回、いわば「眠っていた」文化財を掘り起こして役立てるということで、非常に良い諮問と答申であると感じています。 先ほど、佐藤課長から御説明いただいた29ページの「おわりに」の所で、これはスタートラインについたに過ぎないのであって、ゴールではないのだと。 こういった答申をした責務があるということで、今後、具現化されない場合は反省も含めて再点検するという厳しい記述もあります。 地域の活性化のためには非常に良いことであると思いますので、今後そのような議論があった場合は逐次御報告いただければと思います。 よろしくお願いします。 ほかに御質問はございますか。 皆さんがおっしゃるとおり、文化財は活用すべきであると思います。 そして、地域の方々に広く告知して参加していただくことが必要であると思います。 古い民具等は地元の高齢の方から寄贈された物でしょうから、そういう物の使い方等を子供達に伝えるためにも、広く告知して参加していただくことが必要ではないでしょうか。 私も家が昔農家だったものですから、古い物がたくさんあったのです。 これらを捨てられるかという、なかなか捨てられなくて、そうすると昔は「では、資料館に寄贈しよう」ということになったものです。 ですから、倉庫のようになってしまうのが現状であろうと思いますが、活用していただければと思います。 この機会に、身近にある文化財を理解していただくよう努力します。 文化財には手を触れてはいけないのかもしれませんが、触れて体験する
--	--

社会教育課長	のも良いのではと思います。 そうですね。地域開放に至った場合は、地域のボランティアの方々に説明員になっていただくことを考えています。 説明員の育成も考えていきます。
教育長	農具等を実際に使っていた方に説明していただくのが、子供達に一番伝わるやり方であろうと思います。 ほかに御質問はございますか。
各委員	(質疑なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○各課からの報告
教育長	次に、各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。 (大井図書館長、上福岡歴史民俗資料館長：報告)
教育長	ありがとうございます。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 今回は、平成28年11月16日(水)午後6時30分から、会場は市役所本庁増築棟3階災害対策室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。
	○閉会の宣告
教育長	以上で、平成28年第10回定例教育委員会会議を閉会いたします。 本日はお疲れ様でした。

(1 9 時 0 1 分)	
-----------------	--